中小企業の経営者の皆様

「ファクタリング」を うたった違法貸し付け にご注意ください!!!

中小企業の経営者を狙い、貸金業登録のない違法な業者が「ファクタリング」を装って、 違法な貸付けを行う事案が発生しています。

「ファクタリング」とは、一般に、企業が取引先に対して有する売掛債権を 買取業者に売却して資金調達を行うことです。

ここが 重要!

違法な賃付け等が疑われるポイント

- → 売却した債権が回収できない場合に、その金額の支払いや 債権の買戻しを売主に請求する契約となっている
- ✓ 買取業者との契約書に「売買契約」であることが定められていない。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら裏面の相談窓口にご連絡ください。



東京都東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会



ファクタリングをうたった違法貸付けが疑われる事例

事例1

A業者が売掛債権を買い取るにあたり、売主に売掛債権を回収できないときの「買戻し特約」を付した条件で契約を締結した。

また、「手数料」や「割引料」と称して、法定利息を大幅に超えた金額を買取代金から差し引いた。その後、売掛債権の回収が遅れたときには、特約に基づき、売主に買い戻しを求めてきた。

事例2

B業者が、インターネット広告や電話・ファックスで、「ファクタリング」と称して勧誘を行った。

しかし、実際には売掛債権の売買契約ではなく、 債権を担保として提供する貸付契約を締結し、 法定利息の最大約50倍で金銭を貸し付けた。



事例3

C業者が、売主から売掛債権を買い取る際に、債権の回収を 委託する契約を締結した。しかし、売主が債権を全て回収する

まで、買取代金の一部しか支払わないという条件が付けられていた。さらに、最終的に債権の全額を回収できなくなった場合には、買取代金から減額する条件も付けられていた。



事例4

売主がD業者に売掛債権の買取りを申し込んだ際に、D業者は申込金を払わせた。またD業者は別の業者をあっせんし、その業者と売主を一度も会わせずに売掛債権の売買契約を行い、債権額の3分の2しか支払わなかった。さらに、売掛先から売主が回収できなかったことを理由に、未回収額相当の金額を払わせた。

ご連絡・お問合せ先

東京都産業労働局金融部貸金業対策課

ବ୍ଦ03−5320−4775

財務省関東財務局東京財務事務所 ○03-5842-7015 警視庁総合相談センター ☎#9110または03-3501-0110 相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。 都知事登録の貸金業者と都に寄せられた無登録業者の一覧は、 東京都産業労働局のHPでも確認できます。





